

課外活動に関わる注意事項

課外活動の際、必要に応じて学生課への届出が必要なことがあります。課外活動に参加している学生は、定められたルールを遵守して課外活動を行ってください。ルールが守られない場合は、活動の停止等、処分されることがありますので注意してください。

規程・規則等は、学生便覧の【付録・資料】に掲載していますので、確認しておいてください。

◆ クラブ活動に関する届出が必要なこと

【定期】

- 部、同好会活動運営方針（3月）
- 部員登録カード（4月～5月）
- クラブ助成金収支集計表（～12月末）
- 体育施設予約手続き
 - ・ 課外活動団体は、使用月の前月10日までに翌月の予定をMicrosoft Outlookから予約
 - ・ 課外活動団体以外は、使用を希望する3日前（休業日を除く）までに、Microsoft Outlookから予約

【不定期】

- 集会行事届（イベント・試合時（練習試合を含む。））（10日前まで）
 - 宿泊届（宿泊時）（10日前まで）
 - 懇親会届（懇親会時）（10日前まで）
 - 部長変更時
 - 部、同好会名変更申請書
 - 顧問変更届
 - 部、同好会解散届
 - その他
- 社会情勢に応じて書類提出を求めることがありますので、大学からの通知を確認してください。

医学部生各種届出
ポータルから提出

◆ クラブハウスの使用について

- 部室内の備品・器具・設備等を破損した場合は、学生部長に報告の上、部の責任において修理してください。
- 部室内は、電熱器具や石油ストーブ等の火災の原因となる器具等の使用は禁止です。
- 部室に保管して良いものは、部費で購入した備品のみです。（私物を置かないこと。）

◆ 禁止事項

- 上記の届け出をしないまま活動・使用すること。
 - 犯罪行為（違法駐車・各ハラスメントなど）を行うこと。
 - 自動車通学許可者以外の者が駐車場を使用すること。
- ※ これらが守られていないと判断された場合は、クラブ及び個人を対象に罰せられることがあります。